

令和4年(ネ)4774号 損害賠償請求控訴事件

控訴人 (閲覧制限のため省略)

被控訴人 学校法人東京医科大学

令和4(2022)年11月16日

5

訴えの変更申立書 (請求の拡張)

東京高等裁判所 第24民事部 御中

10

控訴人ら代理人弁護士櫻町直樹 ほか



控訴人5(原告12)は、以下のとおり請求を拡張する。

請求の拡張

- 1 原判決を次のとおり変更する
- 15 2 被控訴人は、控訴人5に対し、別紙請求額一覧表中「請求額」欄記載の各金員及びこれに対する同表中「遅延損害金起算日」欄記載の日から支払済みまで年5分の割合による各金員を支払え。
- 3 訴訟費用は第1、2審とも被控訴人の負担とする
との判決並びに仮執行宣言を求める。

20

拡張の理由

控訴人5は、被控訴人に対し、不合格慰謝料及び納付金差額についても被控訴人の不法行為によって生じた損害として請求するものである。

第1 不合格慰謝料について

- 1 控訴人5は、本件大学平成28年度一般入試を受験した者であるところ、
25 本件属性調整によって二次試験小論文の得点を操作(改ざん)された結果
不合格となり(甲67)、当該年度において他大学 XXXXXXXXXX への

進学を余儀なくされた（甲68）。

- 2 公正・公平であるべき入試において、自己がコントロールできない「性別」という属性によって不当に得点を低められたこと、また、その結果として、本来は東京医科大学に合格し入学し得たはずであるのに不合格とされたことは、控訴人5に対して極めて大きな精神的苦痛を与えたというべきである。
- 5
- 3 なお、控訴人5は原審において不合格慰謝料を請求していなかったことから、控訴人5と同様、第三者委員会の作成した新合格者選定名簿において「当時の繰上合格の順位よりも上位」に位置づけられていた原告38を例として、以下、原判決の認定・判断が誤っていることを論ずる（なお、同人は控訴していない。）。
- 10
- 4 原判決は、原告38につき「自らの意思によって受験校を選択する自由を侵害されるとともに、本件大学の医学部医学科の入学試験の受験に代えて他の医科大学又は他の大学の医学部の入学試験を受験する機会を喪失させられ、又は制約されるなどして同人の進路の決定に影響を及ぼしたにとどまらず、本件属性調整によって不利益な取扱いを受けたために不合格とされた可能性があり、その結果として、同人の期待に反する経済的損失が生じることとなった可能性があることも否定できないものであって、原告38が被った精神的苦痛は、原告22、33及び36にも劣らず、その他の原告らと比べてより大きなものであったといわざるを得ない。」として、不合格慰謝料100万円を損害として認めた（22頁。下線は強調のため代理人が付した。以下同じ。）。
- 15
- 20
- 5 原判決が、原告38に対する不合格慰謝料を、控訴人9、同14、及び同15よりも減額した（同人らは150万円）のは、控訴人9、同14、及

び同 1 5 がいわゆる「意向確認対象者」であった¹のに対し、原告 3 8 は当時の繰上合格の順位より上位となる「可能性」があった者であり、本来であれば合格と判断される「可能性」があった（2 1 頁）にとどまる、すなわち、原告 3 8 は、控訴人 9、同 1 4、及び同 1 5 よりも、本件大学に合格していた蓋然性において劣ると判断したからと思われる。

しかしながら、以下に主張するとおりこのような原判決の判断は誤りである。

まず、控訴人 9、同 1 4、及び同 1 5 のように、平成 2 9 年度入試及び 3 0 年度入試に関し「意向確認対象者」とされたのは、第三者委員会が本件属性調整の影響を排除して作成した新合格者選定名簿において、「繰上合格となった最低順位²よりも上位となる（当時不合格とされた）受験生」である。

原告 3 8 は、平成 2 5 年度入試における受験生であるが、第三者委員会が本件属性調整の影響を排除して復元した新合格者選定名簿における順位は 1 5 6 位であった（乙 2 3）から、「平成 2 5 年度一般入試で繰上合格となったのは、2 2 5 位の受験生までであることから、この順位を一応の基準とした」（甲 3 の 1 「第二次調査報告書」〔2 9 頁〕）という基準を満た

¹ 原判決 5 頁「被告は、上記第一次調査報告書の提言に基づき、平成 2 9 年度及び平成 3 0 年度の本件大学の医学部医学科の一般入試及びセンター利用入試について、合否の再判定を行うため、本件第三者委員会が作成した新合格者選定名簿に基づき、当時繰上合格となった最低順位よりも上位の者について成績上位者から順位を決定し、その中で当時不合格とされた者のうち、原告 2 2、3 3 及び 3 6 を含む 1 0 1 名について、本件大学の医学部医学科への入学意思の有無を確認し、入学の意向を示した者に対し、平成 3 0 年 1 2 月 6 日付けで合否結果を通知したが、原告 2 2、3 3 及び 3 6 は入学の意向を示さなかった（甲 7、乙 3）。」

² 各入試年度における「最低順位」につき、第三者委員会の報告では「平成 2 9 年度一般入試で繰上合格となったのは、1 4 6 位の受験生までであることから、この順位を一応の基準とした」（甲 2 の 1 「第一次調査報告書」〔2 8 頁〕）、「平成 3 0 年度一般入試で繰上合格となったのは、2 2 6 位までの受験生であることから、この順位を一応の基準とした。」（同〔3 3 頁〕）とされている。

しており、意向確認対象者となった受験生と異なるものではない。

9 しかるに、原判決が、原告38について「可能性があった」という判断にとどめた理由は、「第2の1の前提事実(4)オによれば」(21頁)との判示があるところ、該当する第2の1の前提事実(4)オにおける「被告
5 は、平成31年1月22日、平成25年度から平成28年度の本件大学の医学部医学科の入学試験について、追加合格を行わないことを決定した上で、当時の繰上合格の順位より上位となる可能性があった受験者を対象として補償を行うこととし、令和元年5月10日、原告38を含む対象者に対し、10万円を補償する旨を申し出たが、原告38はこれに応じなかった」(5～6頁)との判示からして、平成25年度から平成28年度の受験者については「当時の繰上合格の順位より上位となる可能性があった」と「被告(被控訴人)が」判断したことを根拠として、原告38について当時の繰上合格の順位より上位となる「可能性」があったにとどまる、と認定したものと思われる。

15 10 ここで、被控訴人が平成25年度から平成28年度の受験者につき、当時の繰上合格の順位より上位となる「可能性があった」というように、「一步後退した」判断をしたのは、平成29年度入試・同30年度入試とは異なり、「合否判定の基礎となる資料が欠如している」(甲8)のために、再度の合否判定をしなかったことが主たる理由と思われる。

20 11 しかしながら、入試における「繰上合格者」の決定方法についてみると、「補欠合格者の繰上げは、1次補欠合格者の成績上位者から順に行い、1次補欠合格者全員を繰り上げてもお欠員が生じる場合に、2次補欠合格者を、その成績上位者から順に繰り上げることが想定されている。繰上合格者を決定するため、入学手続期間の経過後、入試委員会が開催される」、
25 「第2次試験後に開催される合否判定のための入試委員会で補欠合格候補者を決定する際、個々の受験生に関する実質的な検討が行われているこ

とから、繰上合格者の決定は、一般・補欠合格者選定名簿をもとに、成績上位何名を繰り上げるか、という観点から行われる」、「入試委員会で繰上合格者が決定すると、合格発表が行われる。なお、前記（エ）の教育委員会及び教授会での審議においては、補欠合格者の繰上げについては、繰り上げる受験生を、逐一、教育委員会及び教授会に諮ることなく、欠員の状況を見ながら、入試委員会での審議を踏まえた学長の判断により、一般・補欠合格者選定名簿に掲載された成績上位者から順に繰り上げることを承認しており、その結果を、学務課が、翌年度の教育委員会及び教授会において報告することとされていた。そのため、繰上合格者については、入試委員会で決定した後、教育委員会及び教授会での審議が行われることなく、合格発表が行われている」というものである（甲2の1「第一次調査報告書」〔16頁〕）。

1 2 つまり、繰上合格者の決定は、入試委員会において「成績上位者から順に」「何名を繰り上げるか、という観点から行われる」という機械的なものであって、「逐一、教育委員会及び教授会に諮ることなく」、「一般・補欠合格者選定名簿に掲載された成績上位者から順に繰り上げることを承認」されていたというのであるから、新合格者選定名簿において「繰上合格となった最低順位よりも上位」に位置づけられた受験生は、受験の年度を問わず須らく「当該年度において合格していた」のであり、平成29年度入試・同30年度入試の意向確認対象者と、合格の蓋然性において全く異なるところはないというべきである。

1 3 さらにいえば、平成25年度入試から同28年度入試に関して再度の合否判定をしない理由は、被控訴人の説明によれば「欠けている資料」があるからというものであるところ、「詳細につきましては、入学試験の機密性の保持のため開示できません」との留保が付いてはいるものの、「マークシート読取用PCで読み取ったデータ」や「小論文採点表やコメント

など」(甲8)に過ぎない。

1 4 仮に、これらが欠けていたとしても、第三者委員会が作成した新合格者選定名簿によって受験生の(本件属性調整の影響を排除した)の得点が復元されており、かつ、上述のとおり繰上合格者は成績上位順に機械的に決定されるのであるから、「上位となる可能性・合格していた可能性」にとどまらず、「上位となった・合格していた」と被控訴人が判断することに、何ら支障はなかったというべきである。

5
1 5 さらに、第三者委員会は、平成29年度・30年度入試と同様³に、「平成25年度ないし平成28年度の一般入試及びセンター試験利用入試の第2次試験・・・につき、速やかに入試委員会を開催し、それぞれの入試
10 に対応する別紙合格者選定名簿をもって、仮に本来の合否判定過程を経ていけば合格と判定されるべきであった受験生(以下「特定受験生」という。)を改めて判定すること」と、合否につき再判定すべきことを提言している(甲3の1〔44頁])ところ、これは、再度の合否判定が可能であることを前提とした提言とみるべきである。
15

1 6 以上のとおりであるから、原判決は、平成25年度から平成28年度における受験者についても、第三者委員会作成の新合格者選定名簿において、当該入試年度において繰上合格となった最低順位の受験生よりも上の順位となる受験生については、平成29年度・30年度入試における受験生と同様に(上位となる「可能性があった」ではなく)「繰上合格となった最低順位よりも上位となった」と認定・判断すべきであった。
20

1 7 平成28年度一般入試にかかる新合格者選定名簿において、控訴人5

³ 第三者委員会第一次報告書「平成29年度及び平成30年度の一般入試及びセンター試験利用入試の第2次試験・・・につき、速やかに入試委員会を開催し、属性調整及び個別調整がなかった原状に復した別紙・・・合格者選定名簿をもって、追加合否判定[36]を実施し、その結果を公表すること」(甲2の1〔42頁])。

の順位は151位であるところ、当該入試において繰上合格となったのは184位までの受験生である（甲3の1〔39頁〕）。

18 したがって、控訴人5も、控訴人9、同14、及び同15と同じく、
「当時繰上合格となった最低順位よりも上位であった者」というべきであり、不合格慰謝料は500万円を下回ることはないというべきである。

19 付言すれば、不法行為制度の趣旨である「損害の公平な分担」という観点からしても、資料の欠如は専ら被控訴人の責任であり（実施から10年も経過していない入試の資料が存在していないという状態そのものが、問題であろう。）、これを理由に控訴人5の受けた被害が回復されないなど
10 ということはあってはならないというべきである。

第2 納付金差額について

1 控訴人5は、甲第48号証の6陳述書において「試験を受けて合否を待っている際に、「二浪時は一次試験を受けた手ごたえから数学も満点の自信があり、補欠合格であったとしても結果的には合格ラインには到達している。」と思いつけ、藁にもすがるといふ思いで3月31日まで繰り上げ合格を待っていました」と述べているとおり、平成28年度入試で東京医科大学に合格していたならば、（在籍している他大学ではなく）東京医科大学に進学していた。

2 したがって、控訴人5が、実際に進学した他大学への進学・在籍のために
20 納付する学費等と、東京医科大学に進学した場合に納付する学費等の差額（納付金差額）は、被控訴人の不法行為によって生じた損害である（なお、納付金差額が被告の不法行為と相当因果関係を有する損害であることは、控訴理由書において主張しているとおりである。）。

3 まず、控訴人が進学した他大学医学部への在籍に要する学費は、「計37
25 14万700円」である（甲20。なお、本書証は平成29年度入学者にかかるものであるが、控訴人5が進学した平成28年度においても初年度

納付金が564万700円（甲69。支払金額との差額540円は振込手数料である。）と金額に異同はない。）。

(1) 1年次納付金

- ア 入学金150万円
- 5 イ 授業料300万円
- ウ 実験実習費100万円
- エ 施設設備費400万円
- オ 学生教育研究災害障害保険料4700円
- カ 学生会費（入会金）4万円
- 10 キ 学生会費（年会費）9万6000円
- ク 上記アないしキ計964万700円

(2) 2年次以降納付金

- ア 授業料300万円
- イ 学研実習費100万円
- 15 ウ 施設設備費150万円
- エ 上記アないしウ計550万円×5年分＝2750万円

4 次に、控訴人5が東京医科大学に進学・在籍していたならば要した入学金、授業料その他の学費は、計「2983万3700円」である（乙1〔9頁以下〕）。

20 (1) 1年次納付金

- ア 入学金100万円
- イ 授業料250万円
- ウ 実習費40万円
- エ 施設設備費100万円
- 25 オ 教育充実費250万円
- カ その他諸経費（同窓会賛助費等）計17万8700円

キ 上記アないしカ計 7 5 7 万 8 7 0 0 円

(2) 2 年次以降納付金

ア 授業料 2 5 0 万円

イ 実習費 4 0 万円

5 ウ 施設設備費 1 0 0 万円

エ 教育充実費 5 0 万円

オ その他諸経費（同窓会賛助費等）計 5 万 1 0 0 0 円

カ 上記アないしオ計 4 4 5 万 1 0 0 0 円×5 年分 = 2 2 2 5 万 5 0 0 0 円

10 5 したがって、その差額は「7 3 0 万 7 0 0 0 円」（3 7 1 4 万 7 0 0 円－2 9 8 3 万 3 7 0 0 円）であり、被控訴人は控訴人 5 に対し、これを賠償すべき責任を負う。

以上

証拠方法 証拠説明書（甲 6 7 ないし 6 9）記載のとおり。

15 **附属書類** 甲各号証

別紙 請求額一覧

控訴人 番号	一審におけ る「原告番 号」	受験年度	試験種別	損害項目								損害計	弁護士費用 相当額	請求額	遅延損害金起算日
				受験慰謝料	不合格慰謝料	入学検定料	交通費	宿泊費	納付金差額	逸失利益	予備校費用				
5	12	平成27年度	一般入試	2,000,000	0	60,000	800	0	0	0	0	2,060,800	206,080	2,266,880	平成27年4月1日
		平成28年度	一般入試・センター利用	2,000,000	5,000,000	100,000	800	0	7,307,000	0	0	14,407,800	1,440,780	15,848,580	平成28年4月1日